自然環境保全地域について

第10回鴨川府民会議で御質問のあった自然環境保全地域とは、京都府が「環境を守り育てる条例」に基づき指定し、保全を行っている地域です。現在、以下の地域が指定されております。

■ 歴史的自然環境保全地域: <u>自然環境が歴史的遺産と一体</u>になって、優れた歴史的風土 を形成している地域

①男山保全地域	(八幡市)	S58. 3.15 指定
②岩戸山保全地域	(福知山市大江町)	S59. 3.13 指定
③花背保全地域	(京都市左京区)	S60. 3.15 指定
④当尾保全地域	(木津川市)	S60.12.20 指定
⑤小塩山保全地域	(京都市西京区)	S62. 3.10 指定
⑥鷲峰山保全地域	(和東町)	S63. 3.18 指定
⑦権現山保全地域	(京丹後市)	H 1. 3.24 指定
⑧禅定寺全地域	(宇治田原町)	H 2. 3. 9指定
⑨常照皇寺保全地域	(京都市右京区)	H 6. 7.12 指定
⑪金剛院保全地域	(舞鶴市)	H 9. 9.12 指定

神社・寺院の裏山など10地域を指定

■ 自然環境保全地域 : <u>原生的な自然として各種多様な生物種を保存</u>する学術上高 い価値を持つ自然環境を形成している地域

①片波川源流域保全地域 (京都市右京区・左京区) H11. 3.30 指定 ②丹後上世屋内山保全地域 (宮津市・京丹後市) H14. 3.26 指定

貴重な生物種のいる2地域を指定